

令和7年度

千葉市

募集!

募集締切 7/31 (木)

トライアル 発注認定事業

中小企業の優れた商品を認定します!!

認定のメリット

認定されると、

- 千葉市のホームページへの掲載
- 認定商品のカタログ作成
- PR 動画作成
- 見本市の出展支援

など、販路開拓の支援が受けられるほか、
認定期間中は、認定商品を市が試験的に
購入することができます!

※認定が新商品の購入を約束するものではありません。

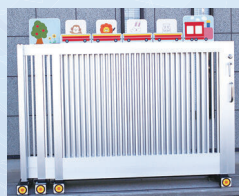
過去の認定商品例



超狭小空間点検ドローン



南京錠型スマート電子錠



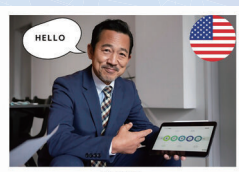
園児向け連動門扉



高性能車いす



元動画



翻訳動画

AI多言語翻訳サービス

千葉市 トライアル発注

検索

千葉市トライアル発注認定事業とは

市内の中小企業等が開発し、製造又は提供する優れた新製品（物品）及び新役務（サービス）を千葉市が認定し、積極的にPRを行うことなどによって販路開拓を支援するとともに、認定商品の一部を市が試験的に購入し評価する制度です。詳細は裏面または右下のQRコードよりご確認ください。



千葉開府 900 年

千の葉に 時を刻んで 900年

詳細は QR コードより!



千葉市トライアル発注認定事業の概要

認定のメリット

- 認定された新商品等(新製品又は新役務)は、千葉市のホームページへの掲載、認定商品カタログの作成、認定商品のPR動画作成、見本市等への出展支援など、市が広く販路開拓の支援を行います。
- 認定商品が、その認定期間中、千葉市が競争入札制度によらない随意契約で購入することができます。
 - ※認定が新商品等の購入を約束するものではありません。
 - ※市と随意契約できるのは、千葉市トライアル発注認定事業の認定事業者として認定された事業者です。代理店等とは随意契約できません。

対象となる商品

以下の要件をすべて満たすものとします。

ただし、食品、医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、工事における工法及び技術、申請時点で販売を開始していない商品並びに過去に申請した実績がある同一商品は除きます。

- (1)自ら開発し、千葉市内で自らの製品として製造又は販売する製品、役務の主たる部分を自ら提供する役務であること。
- (2)申請時において、販売開始からおおむね5年以内であること。
- (3)市場性が見込まれる製品、役務であること。
- (4)新規性・独自性・優位性等がある製品・役務であること。

対象者

以下の要件をすべて満たす方が対象になります。

- (1)市内に実質的な主たる事業所を有する中小企業者。
- (2)市税の滞納がない者。
- (3)千葉市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4)申請から認定の期間において、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領に基づく入札参加資格の停止措置を受けていない者又は措置要件に該当していない者であること。

応募方法

「千葉市トライアル発注認定事業 認定申請書」に添付書類を添えて、提出先に郵送又は直接持参により提出してください。(ファックス、電子メールでは受付いたしません。)

※申請書様式は、千葉市ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/trial.html>)

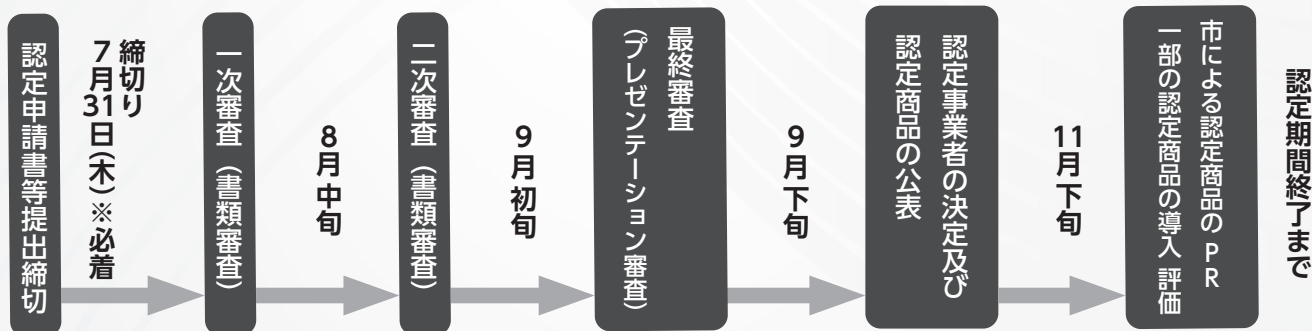
千葉市 トライアル発注

Q 検索



スケジュール

※日程については状況により変更する場合があります。



【提出先・お問い合わせ先】

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課

電話 043-245-5284 FAX 043-245-5590 E-mail : sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

お問い合わせいただければ、市の担当者をご説明に伺うことも可能です。お気軽にお問い合わせください。